身体障害者
福祉制度の案内

令和８年 10 月発行

伊勢崎市

◎◎◎ 注意事項 ◎◎◎

◎各種制度のサービスを受ける際には、必ず**事前の申請**が必要になります。事後の申請は受け付けられませんので、制度の利用を考えている場合はまず相談・申請をしてください。

◎ **要判定** のマークがある制度については、事前に判定を受けていただく場合があります。判定の方法は来所、文書、訪問と様々です。詳しくは担当者に相談ください。

◎ **介護優先** のマークがある制度については、介護保険からの給付が優先となります。詳しくは、担当者に相談ください。

（40 歳から 64 歳の方で特定疾病（16 疾病）により介護が必要であると認定された方は、第２号被保険者となり介護サービスが利用できます。）

この冊子の PDF 版はここからダウンロードできます

障害区分別該当制度一覧表

制度名		級	福祉医療（総合等級２級以上）	後期高齢者医療	介護用車両購入費補助金	自動車改造費補助金	じん臓通院交通費補助金	自動車税軽減 本人運転	自動車税軽減 介護者運転	福祉タクシー利用助成券	タクシー活用事業	住宅改造費補助金	心身障害者扶養共済制度	思いやり駐車場利用証	有料道路障害者割引	コミュニティバスあおぞら運賃無料	旅客鉄道運賃
身体障害者手帳	視覚障害	1	○	△				△	△	△	△	△	△	○	△	○	△
		2	○	△				△	△	△	△		△	○	△	○	△
		3		△				△	△	△	△		△	○	△	○	△
		4						△	△	△	△			○	△	○	△
		5									△				△	○	△
		6									△				△	○	△
	聴覚・平衡	2	○	△				△	△	△	△		△		△	○	△
		3		△				△	△	△	△		△	△	△	○	△
		4									△				△	○	△
		5									△			△	△	○	△
		6									△				△	○	△
	音声・言語	3		△				△			△		△		△	○	△
		4		△							△				△	○	△
	肢体不自由	1	○	△	△	△		△	△	△	△	△	△	○	△	○	△
		2	○	△	△	△		△	△	△	△	△	△	○	△	○	△
		3		△		△		△	△	△	△		△	△	△	○	△
		4		△		△		△			△			△	△	○	△
		5				△		△			△			△	△	○	△
		6				△		△			△			△	△	○	△
	内部障害	1	○	△			△	△	△	△	△		△	○	△	○	△
		2	○	△			△	△	△	△	△		△	△	△	○	△
		3		△			△	△	△	△	△		△	○	△	○	△
		4					△			△	△			○	△	○	△
備考 参照ページ			3ページを参照			4ページを参照		5ページを参照		6ページを参照			8ページを参照		9ページを参照		

※この一覧表に掲載されているもの以外の制度もありますので、詳しくはこの後

○　該当
△　一部該当

制度名			ヘルプマーク交付	110番・119番通報	手話通訳・要約筆記者の派遣	声の広報	日常生活用具の給付	補装具費の支給	NHK受信料免除		所得税・地方税控除	郵便による不在者投票	交通機関割引		
		級							半額	全額			国内航空運賃	タクシー運賃	バス運賃
身体障害者手帳	視覚障害	1	全障害区分○※手帳がなくても交付出来ます			○	△	△	△	△	○	△	△	△	△
		2				○	△	△	△	△	○		△	△	△
		3				○	△	△	△	△	○		△	△	△
		4				○	△	△	△	△	○		△	△	△
		5				○	△	△	△	△	○		△	△	△
		6				○	△	△	△	△	○		△	△	△
	聴覚・平衡	2		△	○		△	△	△	△		○	△	△	△
		3		△	○		△	△	△	△		○	△	△	△
		4		△	○		△	△	△	△		○	△	△	△
		5		△	○		△	△	△	△		○	△	△	△
		6		△	○		△	△	△	△		○	△	△	△
	音声・言語	3		○	○		△			△			△	△	△
		4		○	○		△			△			△	△	△
	肢体不自由	1					△	△	△	△		△	△	△	△
		2					△	△	△	△		△	△	△	△
		3					△		△	△			△	△	△
		4					△		△	△			△	△	△
		5					△		△	△			△	△	△
		6					△		△	△			△	△	△
	内部障害	1					△		△	△		○	○	△	△
		2					△		△	△		○	○	△	△
		3					△			△		○	○	△	△
		4					△			△			○	△	△
備考 参照ページ			14ページを参照	13ページを参照	13ページを参照		12ページを参照		11ページを参照				10ページを参照		

のページをご覧ください。

◇ 目　次 ◇

【はじめに】

・身体障害者手帳の交付・・・・・・1
・こんな時には申請・
　　届出が必要です・・・2

【医療】

・自立支援医療（更生・育成）制度・3
・福祉医療制度・・・・・・・・・・3
・後期高齢者医療制度・・・・・・・3

【車両・交通費・住宅改造】

・介護用車両購入費の補助・・・・・3
・自動車改造費の補助・・・・・・・4
・福祉車両の貸出・・・・・・・・・4
・じん臓機能障害者等通院交通費の補助・・4
・自動車税・自動車取得税・
　　軽自動車税の減免・・・・・・・5
・福祉タクシー利用助成券の交付・・6
・タクシー活用事業・・・・・・・・6
・住宅改造費の補助・・・・・・・・6

【手当・年金・共済制度】

・障害児福祉手当・・・・・・・・・7
・特別障害者手当・・・・・・・・・7
・おむつ給付事業・・・・・・・・・7
・特別児童扶養手当・・・・・・・・7
・障害年金・・・・・・・・・・・・7
・心身障害者扶養共済制度・・・・・8
・難病患者見舞金・・・・・・・・・8

【日常生活における優遇制度】

・思いやり駐車場利用証制度・・・・8
・有料道路通行料金の割引・・・・・9
・コミュニティバス　あおぞら・・・9
・旅客鉄道運賃の割引・・・・・・・・・9
・バス運賃の割引・・・・・・・・・・10
・タクシー運賃の割引・・・・・・・・10
・国内航空運賃の割引・・・・・・・・10
・郵便による不在者投票・・・・・・・10
・電話お願い手帳・ふれあい速達便・・10

【税金・公共料金等】

・所得税の控除・・・・・・・・・・10
・市町村民税・県民税の控除・・・・10
・相続税の控除・・・・・・・・・・11
・固定資産税の減額措置・・・・・・11
・ＮＨＫ受信料の免除・・・・・・・11
・携帯電話の割引・・・・・・・・・11

【在宅生活を支える制度】

・補装具費の支給・・・・・・・・・11
・日常生活用具の給付・・・・・・・12
・声の広報・・・・・・・・・・・・13
・手話通訳者・要約筆記者の派遣・・13

【その他】

・身体障害者補助犬・・・・・・・・13
・録音図書の貸出・・・・・・・・・13
・１１０番・１１９番通報・・・・・13
・ＮＴＴ番号案内無料措置・・・・・14
・避難行動要支援者支援制度・・・・14
・青い鳥郵便はがきの無料配布・・・14
・ヘルプマーク交付・・・・・・・・14
・ミライロＩＤ・・・・・・・・・・・15

※相談支援事業や総合支援法における
　サービスについては別冊となります。
　巻末にQRコードを記載しています。

M E M O

はじめに

☆身体障害者手帳の交付☆ 要判定

趣　旨　身体に障害のある人が、一定の障害にあることを証明するものです。
この手帳を持っていることにより、さまざまな支援が受けられますので、身体障害のある人が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。

対象者　身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害がある人（「視覚障害」、「聴覚又は平衡機能の障害」、「音声機能」、「言語機能又はそしゃく機能の障害」、「肢体不自由」、「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害」、「ぼうこう又は直腸の機能の障害」、「小腸の機能の障害」、「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害」、「肝臓の機能の障害」）

交付の手順　⑴申請は、身体障害のある人本人が行うことが原則ですが、本人の意思に基づき、ご家族や施設職員等の人が手続きを代行することも可能です。
⑵申請窓口は、市役所障害福祉課または各支所市民サービス課です。
⑶申請に必要なもの（新規・再認定・障害の追加・障害程度の変更）
①申請書（窓口にあります）
②診断書
※群馬県指定の様式で､障害区分ごとに群馬県に指定された医師が記入したもの
※記載日から６ケ月以内のもの
※各診断書は窓口にあります｡群馬県のホームページからもダウンロードできます。
③本人の写真（縦４㎝×横３㎝、脱帽・上半身を写したもの）
※申請前１年以内に撮影したもの。白黒でもカラーでも可。
④現在お持ちの身体障害者手帳（新規は除く）
⑤マイナンバーが分かる物
⑥在留カード（本人が 15 歳未満の場合は保護者の在留カードも必要です）
※外国籍の人のみ
⑷申請に基づき群馬県が審査を行い、等級が決定されると手帳が交付されます。
※審査の結果により、再認定前とは異なる等級が決定されることや、手帳が交付されないことがあります。

受取方法　手帳が交付される人には、「身体障害者手帳の交付について」という通知を送付します。
その通知に記載されているものをお持ちの上、市役所障害福祉課（申請時に希望された場合は各支所市民サービス課）の窓口で受け取ります。手帳は本人確認書類にもなり得る大切なものですので郵送は行っていません。

障害等級　障害種類ごとの等級（視覚障害（1～6 級）、聴覚・平衡（2～6 級）、音声・言語（3・4 級）、肢体不自由（1～6 級）、内部障害（1～4 級））と、総合等級（1～6 級）があります。
制度によって障害種類ごとの等級を対象要件とする場合と総合等級を対象要件とする場合があります。

☆こんな時には申請・届出が必要です☆ 要判定

申請・届出　手帳を交付された後、下表の内容の事柄があった場合は、区分の欄の申請または届出が必要です。

区分	内容	窓口
再認定	手帳の有効期限（設定されている人のみ）を延長し、引き続き手帳の交付を受けるとき **※必要書類は前ページ参照**	市役所 障害福祉課 または 各支所 市民サービス課
住所・氏名の変更	⑴市内または県内で住所が変わったとき ⑵県外から転入したとき ⑶氏名が変わったとき **※変更届、手帳、マイナンバーが分かる物、在留カード(外国籍の人のみ)**が必要です。 ※市外へ転出したときは、新たな居住地の市町村窓口で手続きをしてください。	
障害の追加・障害程度の変更	障害の状態に変化があって、障害の追加や程度の変更の希望があるとき。 **※必要書類は前ページ参照**	
再交付	手帳を汚損、破損または紛失・消失したとき **※申請書、写真、手帳（紛失を除く）、マイナンバーが分かる物、在留カード(外国籍の人のみ)** が必要です。	
返還	⑴手帳の該当者が亡くなったとき ⑵再交付を受けたとき（新しい手帳交付時に古い手帳を返還） ⑶万が一、複数の手帳を所持していたとき（紛失していた手帳が見つかったときなど） **※返還届、手帳、マイナンバーが分かる物（死亡による返還を除く、住所・氏名等最新のもの）** が必要です。	

身体障害者手帳の見方

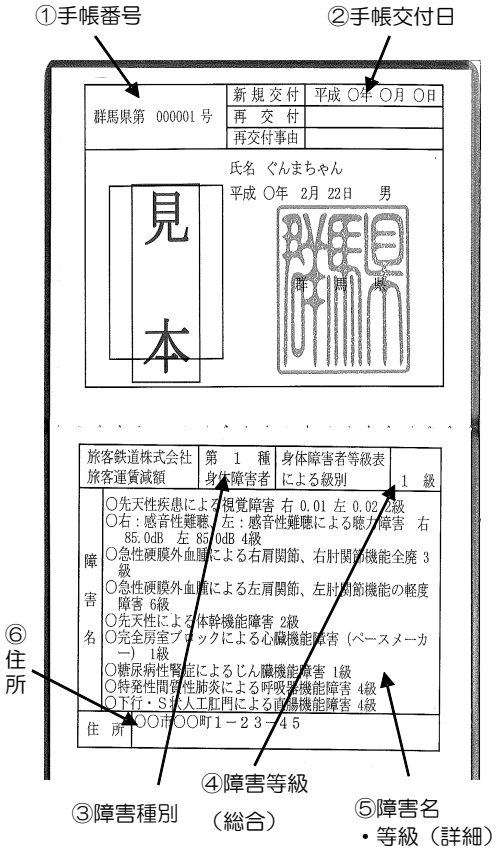

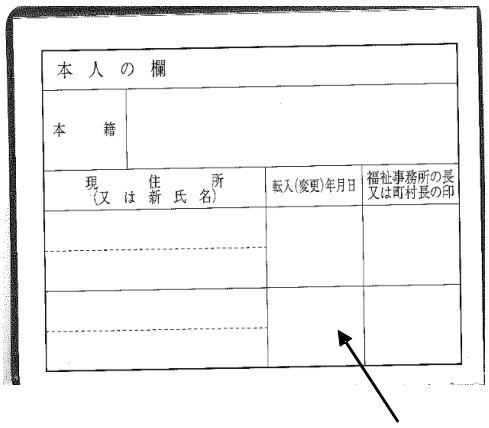

※再認定日がある場合は、障害名ごとに記載されます

医　療

☆自立支援医療（更生・育成）制度☆　**要判定**

対象者　更生医療　身体障害者手帳を持っている人
　　育成医療　身体に障害がある児童（18 歳未満）

内　容　生活の能力を得るために必要な医療及び身体の更生のために必要な医療を受けられます。**利用希望の場合は、治療開始前に申請が必要です。**
※世帯の課税状況により、一部自己負担が生じます。
※世帯の課税状況及び医療の内容により、制度の対象外となる場合があります。

窓　口　㉖番　障害福祉課（☎27 - 2753）　または　各支所の市民サービス課

☆福祉医療制度☆

対象者　身体障害者手帳の 1・2 級に該当する人

内　容　病院などで診療を受けた場合の医療費を助成します。

窓　口　④番　年金医療課（☎27 - 2740）　または　各支所の市民サービス課
【持ってくる物】身体障害者手帳、保険情報の分かるもの

☆後期高齢者医療制度☆

対象者　身体障害者手帳 3 級以上、身体障害者手帳 4 級（音声言語機能・下肢機能障害の一部）を持っている 65 歳以上 75 歳未満の人

内　容　75 歳からの後期高齢者医療制度を 65 歳から受けられます。
加入を希望するときは申請が必要です。

窓　口　④番　年金医療課（☎27 - 2739）　または　各支所の市民サービス課
【持ってくる物】身体障害者手帳、保険情報の分かるもの、福祉医療受給者証（該当者のみ）

車両・交通費・住宅改造

☆介護用車両購入費の補助☆

対象者　下肢（1・2 級）または体幹機能障害（1・2 級）、下肢及び体幹機能の重複障害（1・2 級）の身体障害者手帳を持っている人がいる市内の世帯で、上記の障害者を在宅で介護している世帯
※18 歳未満の児童については、特別な事由がある場合のみ交付対象とします。

内　容　車椅子用のリフト等を備えた介護用車両を購入する場合に 1 台あたり 5 万円（中古車を購入する場合は 3 万円）を補助し、持っている車を改造する場合は、5 万円を限度額として、改造費用の 2 分の 1 を補助します。**必ず、事前に申請をしてください。**
※申請した年度（4 月～3 月、以下同じ）内に事業を開始し、完了する事業に限ります。
※類似制度として高齢政策課における補助事業があり、その補助事業を利用する場合には本制度を重複して受けることはできません。
※一度この補助を受けた世帯は、その後 6 年間は同様の制度による補助を受けることができません。

窓　口　㉖番　障害福祉課（☎27 - 2753）　または　各支所の市民サービス課

☆自動車改造費の補助☆

対象者　上肢・下肢・体幹機能障害の身体障害者手帳を持ち、当該年度の市町村民税所得割額160,000円未満の人

内　容　障害者本人が所有し、運転しようとする自動車を、当該障害者が運転しやすいように自動車の制御装置を改造するための費用のうち１０万円を限度として助成します。

必ず、事前に申請をしてください。

※年度内に事業を開始し、完了する事業に限ります。

※申請が2回目以降の場合は、前回の手続きから5年を経過した場合に限ります。

窓　口　㉖番　障害福祉課　（☎27－2753）または　各支所の市民サービス課

☆福祉車両の貸出☆

対象者　車椅子を日常的に使用する障害者または疾病等で一時的に車椅子を利用する人

内　容　車椅子用リフト車を貸出します。

※ガソリン代は利用者の負担になります。

窓　口　伊勢崎市社会福祉協議会　地域福祉推進課(☎25－4546)

☆じん臓機能障害者等通院交通費の補助☆

対象者　⑴　じん臓機能障害の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して人工透析療法による医療を受けている人

⑵　小腸機能障害の手帳を持ち、医療機関に通院して中心静脈栄養法又は経腸栄養法による医療を受けている人

※ただし、⑴・⑵ともに当該年度の市町村民税非課税の人

内　容　人工透析療法および中心静脈栄養法等による医療を受けるために、医療機関への通院に要した交通費の一部を補助します。

※通院距離（往復）に応じて

２㎞以上２５㎞未満	月額2,600円	を上限
２５㎞以上７５㎞未満	月額3,200円	
７５㎞以上	月額5,200円	

※徒歩、自転車、病院車、福祉タクシー利用助成券等を利用の場合は、補助の対象となりません。

窓　口　㉖番　障害福祉課（☎27－2753）　または　各支所の市民サービス課

※対象者には年2回（9月頃・2月頃）申請書類を送付します。

☆自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免☆

対象者　次の表に該当する身体障害者手帳を持っている人

（○・・・障害者本人および障害者と生計を一にする人が運転する場合に減免）

（△・・・障害者本人が運転する場合に減免）

＊障害の部位が複数ある場合は、総合等級を各障害にあてはめ、判定を行います。

障害の区分		１級	２級	３級	４級	５級	６級
視覚障害		○	○	○	○		
聴覚障害			○	○			
平衡機能障害				○			
喉頭摘出による音声機能障害				△			
上肢機能障害		○	○				
下肢機能障害		○	○	○	△	△	△
体幹機能障害		○	○	○		△	
脳原性運動機能障害	上肢機能	○	○				
	移動機能	○	○	○	△	△	△
内部障害		○	○	○			

内　容　障害者本人または障害者と生計を一にする人が所有する車を、障害者の移動のために使用する場合に自動車税・自動車取得税・軽自動車税を減免します。

手続き　○新たに自動車を取得した場合

○既に所有している自動車（普通車）の税を減免する場合

詳細は下記窓口でご確認ください。

群馬県自動車税事務所　前橋市上泉町 397-5（☎027 - 263 - 4343）

伊勢崎行政県税事務所（課税係）　伊勢崎市今泉町一丁目 236（☎24 - 4350）

○軽自動車の税を減免する場合

詳細は下記窓口でご確認ください。

⑳番　市民税課（☎27 - 2717）または　各支所の市民サービス課

※証明書の発行について

生計同一証明書：自動車の所有者または運転者が、障害者と生計を一にするが、隣接地に住んでいて住民票の住所が一致していない等の場合

常時介護証明書：身体障害者等のみで構成される世帯の障害者を常時介護する人が運転する場合（自動車の所有者は障害者本人）

詳細は下記窓口でご確認ください。

窓　口　㉖番　障害福祉課（☎27 - 2753）　または　各支所の市民サービス課

☆福祉タクシー利用助成券の交付☆

対象者　身体障害者手帳「旅客運賃減額 第１種」を持っている在宅の人
※くわまるタクシーを利用する際に同時に割引は受けられません。

内　容　年間 40 枚まで（1 枚 500 円分）の福祉タクシー利用助成券を交付します。

交付月	４月～９月	１０月～３月
枚　数	40枚	20枚

申　請　窓口、郵送、オンライン（伊勢崎市ホームページから申請できます。）

窓　口　㉖番　障害福祉課（☎27 - 2753）　または　各支所の市民サービス課
【持ってくる物】身体障害者手帳

☆タクシー活用事業（くわまるタクシー）☆

対象者　伊勢崎市在住で身体手帳を持っている人。ただし、次に該当する人は登録できません。
1.福祉有償運送登録のある人
2.身体障害者が運転する自動車の改造費補助を受け、その車両を所有している人
3.介護用車両購入費補助または改造費補助を受けた人
4.自動車税・軽自動車税の減免を受けた人
※福祉タクシー券を利用する際に同時に割引は受けられません。

内　容　事前に利用登録をすることで割引が受けられます。

窓　口　㊺番　交通政策課（☎27 - 2734）

☆住宅改造費の補助☆ 要判定 介護優先

対象者　下肢・体幹機能障害 1・2 級 ／ 視覚障害　1 級 ／ 上肢機能障害　1・2 級（両上肢共に 4 級以上の障害）の手帳を持っている人が市内に在宅で居住する世帯の人
※ただし、当該年度の市町村民税所得割額 160,000 円未満の世帯

内　容　50 万円を限度額として、住宅を障害者に適するように改造（バリアフリー化）するための費用の 6 分の 5 を補助します。
<u>※事前に申請が必要です。</u>
※原則として 1 世帯 1 回のみとなります。
※新築・増築については対象となりません。
※申請した年度内に事業を開始し、完了する事業に限ります。
※類似制度として高齢政策課における補助事業があり、その補助事業を利用する場合には本制度を重複して受けることはできません。
※介護保険（第一優先）または日常生活用具（第二優先）の住宅改修を受けられる可能性がある方は、そちらが優先になります。その場合は、それらの制度を受けたあとの超過額を補助対象とすることができます。

窓　口　㉖番　障害福祉課（☎27 - 2753）　または　各支所の市民サービス課

手当・年金・共済制度

☆障害児福祉手当・特別障害者手当☆

対象者　○障害児福祉手当…日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の人。
ただし、社会福祉施設等へ入所中の人は除きます。
○特別障害者手当…著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活にて常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の人。ただし、社会福祉施設等へ入所中の人や病院に 3 ヶ月以上入院している人は除きます。

支給制限　障害者本人、配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定限度額以上である場合は、手当の支給が停止されます。

手当額　障害児福祉手当…月額 16,560 円　　特別障害者手当…月額 30,450 円
※両手当とも 3 ヶ月分を 2,5,8,11 月の各月に支払います。

窓　口　㉖番　障害福祉課（☎27 - 2753）　または　各支所の市民サービス課

☆おむつ給付事業☆

対象者　障害児福祉手当または特別障害者手当の受給者のうち、在宅でおむつを必要とする人
※ただし、高齢政策課の給付事業、日常生活用具の給付を受ける人は除きます。

内　容　毎月基準額内のおむつを支給します。

窓　口　㉖番　障害福祉課（☎27 - 2753）　または　各支所の市民サービス課

☆特別児童扶養手当☆

対象者　障害程度がおおむね次に該当する 20 歳未満の児童を養育している保護者
≪1 級：身障手帳 1・2 級程度　2 級：身障手帳 3 級程度≫
※障害の程度については目安のため、詳しくは窓口にお問い合わせください。

支給制限　次の場合は、手当が受けられません。
⑴本人などの前年の所得が、一定限度額以上の場合
⑵児童が社会福祉施設等に入所している場合
⑶児童が障害を支給事由とする公的年金を受給できる場合

窓　口　㉘番　子育て支援課（☎27 - 2750）　または　各支所の市民サービス課

☆障害年金☆

内　容　障害の程度や保険料の納付状況など、一定の要件を満たすと、国民年金や厚生年金保険の障害年金を受け取ることができます。

受給要件　⑴　初診日に年金に加入していること
障害の原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日（初診日）に、年金に加入していること。
※年金に加入していない 20 歳前や 60 歳以上 65 歳未満の期間に初診日があるときも含みます。

⑵　一定の障害の状態にあること
障害認定日（原則、初診日から 1 年 6 ヶ月を経過した日）または 65 歳に達するまでに、一定の障害状態にあること。

⑶　一定の保険料を納付していること
初診日前に一定期間の保険料納付期間があること、または直近 1 年間に保険料の未納期間がないこと。

窓　口　障害基礎年金　④番　年金医療課（☎27 - 2741）　または　各支所の市民サービス課
障害厚生年金　前橋年金事務所　（☎027 - 231 - 1719）

☆心身障害者扶養共済制度☆

加入者　将来独立自活することが困難な身体障害児（者）（身障手帳 1～3 級）の保護者で、次の要件に該当する人

⑴　加入時の年齢が、65 歳未満であること。

⑵　特別の疾病や障害がなく健康な状態にあること。

内　容　加入者が死亡または重度の障害状態になった場合、障害者（児）に年金が支給されます。2 口まで加入することができます。

掛　金　加入時の加入者の年齢及び世帯の前年の所得により決定します。
※毎年 7 月に掛金の見直しを行います。

年　金　加入者が死亡した場合、月額 20,000 円（2 口加入の場合は 40,000 円）

窓　口　㉖番　障害福祉課（☎27 - 2753）　または　各支所の市民サービス課

☆難病患者見舞金☆

対象者　県の特定医療費（指定難病）・小児慢性特定医療費の給付を受けている人

金　額　36,000 円（1 回限り）

窓　口　㉖番　障害福祉課（☎27 - 2753）　または　各支所の市民サービス課

【持ってくる物】　県の特定医療費受給者証（特定疾患登録証は不可）・
小児慢性特定医療費医療受給者証、本人または保護者名義の通帳

日常生活における優遇制度

☆思いやり駐車場利用証制度☆

公共施設や商業施設などの車椅子使用者用駐車場の適正利用のため、歩行困難である障害者、高齢者、難病患者、妊産婦、傷病者を対象に利用証を交付するものです。

←左図（長期）…障害者等（交付基準に該当しなくなるまで有効）
右図（短期）…妊産婦（出産予定日の 4 ヶ月前～産後 1 年まで有効）
傷病者（原則 1 年以内で必要と認める期間まで有効）

対象者　次の表に該当する身体障害者手帳を持っている人

視覚障害	1 級～4 級	移動機能障害	1 級～6 級
聴覚障害	（該当なし）	心臓機能障害	1 級、3 級および 4 級
平衡機能障害	3 級および 5 級	じん臓機能障害	1 級、3 級および 4 級
音声言語機能障害	（該当なし）	呼吸器機能障害	1 級、3 級および 4 級
上肢	1 級および 2 級	膀胱・直腸機能障害	1 級、3 級および 4 級
下肢	1 級～6 級	小腸機能障害	1 級、3 級および 4 級
体幹	1 級～3 級、5 級	肝臓機能障害	1 級～4 級
上肢機能障害	1 級および 2 級	免疫機能障害	1 級～4 級

内　容　標章を前面ガラスの見やすい場所に掲げることで、協力施設（ショッピングセンター・飲食店・公共施設など）の思いやり駐車場に駐車することができます。

窓　口　㉖番　障害福祉課（☎27 - 2753）　または　各支所の市民サービス課

【持ってくる物】身体障害者手帳など該当であることを証明するもの

☆有料道路通行料金の割引☆

対象者　身体障害者手帳を持っている人

内　容　第１種身体障害者：本人が運転する場合および介護者が運転する場合に割引

第２種身体障害者：本人が運転する場合のみ割引

※登録できる自動車は本人、親族等または介護者が所有する乗用自動車等。事業用は除く。車両の車種や所有者名義等によっては、対象とならない場合があります。

※制度の詳細についてはネクスコ東日本にお問い合わせください。

☎0570 - 024 - 024　または　03 - 5308 - 2424

ホームページ　https://www.e-nexco.co.jp/

適用範囲　日本道路公団・各地方道路公社・首都高速道路公団・地方自治体が管理する有料道路

割引率　通常料金の５割以下（**会社等によって一部異なります**）

窓　口　㉖番　障害福祉課（☎27 - 2753）　または　各支所の市民サービス課

【持ってくる物】▹ETC を利用しない場合：身体障害者手帳、自動車検査証

▹ETC を利用する場合：身体障害者手帳、自動車検査証、ETC カード（**原則として障害者本人の物**）、ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等

※車検証が電子車検証（変形 A6 紙）の場合は内容確認のため、自動車検査証記録事項（A4 紙）または車検証閲覧アプリが使える端末が必要です。

※期限内に更新する人で、登録済の ETC カード・ETC 車載器に変更がない場合は該当の ETC 関係書類を省略できます。

※障害者本人が運転する場合には、運転免許証の確認をします。

※割賦購入や長期リースの方は割賦契約書又はリース契約書が必要です。

☆コミュニティバス　あおぞら☆

対象者　身体障害者手帳を持っている人とその介助者１名

内　容　コミュニティバス「あおぞら」乗車時に手帳を提示すると運賃が無料

窓　口　㊺番　交通政策課（☎27 - 2734）

☆旅客鉄道運賃の割引☆

対象者　身体障害者手帳を持っている人

内　容　○普通乗車券　⑴　第１種身体障害者が介護者と共に利用する場合

⑵　第１種および第２種身体障害者が単独で 100km 以上の区間を利用する場合

○定期乗車券　第１種身体障害者および 12 歳未満の第２種身体障害児が介護者と共に利用する場合

○回数乗車券・急行券　第１種身体障害者が介護者と共に利用する場合

※特別急行券、特別急行列車に対する急行回数乗車券は対象ではありません。

割引率　５割

手続き　各駅の窓口で手帳を提示し切符を購入してください。詳しくは各窓口でご確認ください。

※私営鉄道については、利用される鉄道会社にご確認ください。

☆バス運賃の割引☆

内　容　第１種身体障害者：本人および介護者１名の運賃が割引
　　第２種身体障害者：本人のみ運賃が割引
割引率　普通運賃５割、定期券３割
手続き　乗車後、お支払いの際に手帳を提示してください。詳しくは各バス会社でご確認ください。

☆タクシー運賃の割引☆

内　容　群馬県タクシー協会に加盟しているタクシーに乗車する時に手帳を提示すると 1 割引。詳しくは各タクシー会社にご確認ください。

☆国内航空運賃の割引☆

対象者　身体障害者手帳を持っている 12 歳以上の人。
内　容　本人および介護者１名の運賃が割引
割引率　航空会社または路線によって異なります。
手続き　各国内航空会社の窓口で手帳を提示してください。詳しくは各窓口でご確認ください。

☆郵便による不在者投票☆

対象者　両下肢、体幹、脳原性運動機能（移動機能）のいずれかが１・２級
　　心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸のいずれかが１・３級
　　免疫、肝臓のいずれかが１～３級
　　（代理記載制度：上記障害に加え、視覚障害１級又は上肢障害１級）
内　容　身体障害者手帳で上記の障害程度の人は、市選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けることにより、郵便による投票が認められます。
窓　口　選挙管理委員会事務局（☎27 - 2781）

☆電話お願い手帳・ふれあい速達便☆

内　容　電話お願い手帳…耳や言葉の不自由な方が、外出先で近くの方にご協力をお願いするためのコミュニケーションツール
　　ふれあい速達便…ファックスを利用する方が、手軽に記入できるように工夫された送信用紙
　　ネット：「電話お願い手帳／ふれあい速達便」をご利用ください。

税金・公共料金等

☆所得税の控除☆

対象者　身体障害者手帳を持っている人が所得税の納税者本人、または納税者の控除対象配偶者、扶養親族である場合、控除が受けられます。
内　容　詳細は下記窓口でご確認ください。
窓　口　伊勢崎税務署（☎25 - 4045）

☆市町村民税・県民税の控除☆

対象者　身体障害者手帳を持っている人が納税者本人、または納税者の控除対象配偶者、扶養親族である場合に控除が受けられます。
内　容　詳細は下記窓口でご確認ください。
窓　口　⑳番　市民税課（☎27 - 2717）

☆相続税の控除☆

対象者　身体障害者手帳を持っている人が相続により財産を取得する場合、相続税額の控除を受けられます。

内　容　詳細は下記窓口でご確認ください。

窓　口　伊勢崎税務署（☎25 - 4045）

☆固定資産税の減額措置☆

要　件　居住者、家屋、バリアフリー改修工事の内容、工事費、添付書類等

内　容　障害者が居住する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行った住宅に対して適用となる場合があります。詳細は下記窓口でご確認ください。

窓　口　㉔番　資産税課（☎27 - 2719）

☆ＮＨＫ放送受信料の免除☆

対象者　全額免除　契約世帯にて身体障害者が構成員で、世帯全員が市町村民税非課税の場合

半額免除　⑴　契約者が身体障害者手帳（視覚・聴覚障害）を持っている世帯主

⑵　契約者が身体障害者手帳（1・2 級）を持っている世帯主

手続き　障害福祉課または各支所の市民サービス課で免除事由の証明を受け、証明後の申請書をＮＨＫ前橋放送局（〒371 - 8790　前橋市元総社町 189、☎027-251-1714）まで送付してください。

【持ってくる物】身体障害者手帳、印鑑（朱肉を使用する物）

☆携帯電話の割引☆

対象者　身体障害者手帳を持っている人

内　容　基本使用料の割引等が受けられます。

申込先　各携帯電話会社へお問い合わせください。

在宅生活を支える制度

☆補装具費の支給☆　要判定　介護優先

対象者　身体障害者手帳を持っている人または世帯員のうち、当該年度の市町村民税所得割額の最多納税者の納税額が 460,000 円未満の人。ただし、ここでいう世帯とは障害者本人が 18 歳以上（施設入所中の 18 歳、19 歳を除く）の場合は障害者本人と配偶者をさし、障害者本人が 18 歳未満（施設入所中の 18 歳、19 歳を含む）の場合は障害者の属する住民票上の世帯員全員をさします。（障害及び程度等により対象となる品目が異なります）必ず、事前に申請をしてください。

※令和 6 年 4 月 1 日から 18 歳未満の児童の補装具費支給については所得制限が撤廃されました。詳しくはお問合せ下さい。

種　目　▹ 視覚障害者　⇒ 視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡

▹ 聴覚障害者　⇒ 補聴器

▹ 肢体不自由者 ⇒ 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置（音声言語との重複障害）

費　用　1 割負担（ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます）（市町村民税非課税世帯は無料）

窓　口　㉖番　障害福祉課（☎27 - 2753）　または　各支所の市民サービス課

【持ってくる物】身体障害者手帳、マイナンバーが分かる物

☆日常生活用具の給付☆ 介護優先

対象者　身体障害者手帳を持っている在宅の人のうち、当該年度の市町村民税所得割額460,000円未満の世帯の人。（障害及び程度等により給付できる種目が異なります）
必ず、事前に申請をしてください。

種　目▷ 肢体不自由者 ⇒ 特殊寝台、特殊マット、体位変換器、入浴担架、便器、収尿器、入浴補助用具、特殊便器、特殊尿器、移動用リフト、頭部保護帽、移動・移乗支援用具、T字状・棒状のつえ、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修）、（身体障害児のみ：訓練椅子、訓練用ベッド）

▷ 視覚障害者 ⇒ 視覚障害者用時計、視覚障害者用体温計、視覚障害者用体重計、視覚障害者用血圧計、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用読書器、視覚障害者用情報認識読上げ装置、点字タイプライター、電磁調理器、情報・通信支援用具、歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障害者用秤、視覚障害者用ICタグレコーダー、点字器、点字図書、点字ディスプレイ（聴覚との重複障害）、視覚障害者用携帯型歩行支援装置、視覚障害者用地デジ対応ラジオ

▷ 聴覚障害者 ⇒ 聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用情報受信装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用電話着信通報装置

▷ 内部障害者 ⇒ 透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、ストーマ装具、動脈血中酸素飽和度測定器（ﾊﾟﾙｽｵｷｼﾒｰﾀｰ）、測定センサー

▷ 音声機能障害者 ⇒ 人工喉頭、携帯用会話補助装置

▷ 共通 ⇒ 火災警報器、自動消火器

費　用　世帯の課税状況により一部負担があります。

区分	世帯の課税状況		申請種目に対する自己負担率（定率）	利用者負担上限月額
生活保護世帯	生活保護受給		0割	0円
低所得世帯	市町村民税非課税		0割	0円
中間所得世帯1	市町村民税課税世帯（市町村民税のうち、所得割の合計）	3万3千円未満	2割	24,600円
中間所得世帯2		3万3千円以上13万3千円未満	3割	
中間所得世帯3		13万3千円以上23万5千円未満	4割	37,200円
一定所得以上1		23万5千円以上46万円未満	5割	なし
一定所得以上2		46万円以上	10割	なし（全額）

窓　口　㉖番　障害福祉課（☎27－2753）　または　各支所の市民サービス課
【持ってくる物】身体障害者手帳、見積書

☆声の広報☆

内　容　視覚障害者に声の広報（広報いせさき等を音訳したカセットテープ）を郵送にて自宅へ届けます。（費用は無料）

窓　口　障害者センター（☎75 - 5530）

☆手話通訳者・要約筆記者の派遣☆

対象者　聴覚障害者及び聴覚障害者とコミュニケーションを必要とする人

内　容　家庭生活･社会生活におけるコミュニケーションが円滑に行われるよう手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

窓　口　手話通訳者　障害者基幹相談支援センター（FAX 75 - 5688）
　　要約筆記者　障害者センター（FAX 75 - 5531）

その他の福祉サービス

☆身体障害者補助犬☆

対象者　身体障害者手帳を持っている満 18 歳以上で主に次の要件に該当する人

⑴盲導犬：視覚障害（１級）　⑵聴導犬：聴覚障害（２級）

⑶介助犬：上肢、下肢又は体幹機能障害（１・２級）

内　容　訓練施設入所等により補助犬を使用する訓練・認定の後に給付されます。

窓　口　伊勢崎保健福祉事務所　（☎25 - 5066）

☆録音図書の貸出☆

内　容　読書にハンディキャップのある人を対象に、録音図書（カセットテープ・朗読ＣＤ）の貸出を行っています。

窓　口　伊勢崎市図書館　（☎23 - 2346）

☆110 番・119 番通報☆

内　容　聴覚や音声言語機能に障害のある人が､緊急時に110番又は119番通報をする場合は、次の手段を使用することができます。

110 番通報　FAX　：0120 - 578 - 110
　　ネット：110 番アプリ又は電話リレーサービスをご利用ください。

119 番通報　FAX　：119（局番なし）
　　メール：消防本部通信指令課にて事前登録が必要です。
　　ネット：Net119 緊急通報システム
　　（詳細は、消防本部　通信指令課へお問い合わせください。）
　　（FAX：0270 - 25 - 3613／電話：0270 - 25 - 3510）

☆ＮＴＴ番号案内無料措置「ふれあい案内（無料番号案内）」☆

対象者　身体障害者手帳を持っている視覚障害（1～6 級）、肢体不自由（体幹機能障害、上肢機能障害、運動機能障害で 1･2 級）聴覚障害（2・3・4・6 級）、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害（3・4 級）の人

内　容　電話帳の利用が困難な人について、電話番号の案内が無料となります。

申込先　電話　フリーダイヤル　0120 - 104 - 174
FAX　フリーダイヤル　0120 - 104 - 134
（土・日・祝日及び年末年始は休業）

☆避難行動要支援者支援制度☆

対象者　難病患者、身体障害者手帳 1 級又は 2 級を持っている人、もしくは避難に支援が必要な在宅の人

内　容　伊勢崎市防災計画に基づき、災害時に自力で避難することが困難な人が災害から身を守るため、地域が一体となって支援できるよう、事前に同意を得て、個別支援プランを作成し、地域で共有することで災害時の避難支援に役立てるものです。

手続き　「伊勢崎市避難行動要支援者名簿登録申請書兼避難支援プラン個別計画」に記入し、下記窓口に提出してください。(伊勢崎市ホームページよりダウンロードできます)

窓　口　安心安全課（☎27 - 2706）

☆青い鳥郵便はがきの無料配布☆

対象者　身体障害者手帳の 1 級または 2 級を持っている人

内　容　青い鳥郵便はがき（くぼみ入り通常郵便はがきなど）20 枚が無料配布されます。

申込先　毎年 4・5 月に、直接、郵便局へお申し込みください。郵送による申し込みも可能です。詳細は、お近くの郵便局へご確認ください。

☆ヘルプマークの交付☆

対象者　援助・配慮を必要としている人（手帳の有無問わず）

内　容　ヘルプマークはバッグ等の見える場所に取り付け、周囲の人に援助・配慮を必要としていることを知らせます。1 人につき 1 つの配布となります。

窓　口　㉖番　障害福祉課（☎27 - 2753）　または　各支所の市民サービス課
伊勢崎保健福祉事務所（☎25 - 5066）

☆障害者手帳ミライロ ID

内　容　デジタル障害者手帳「ミライロ ID」は、株式会社ミライロが提供しているスマートフォン用アプリです。このアプリは、障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の情報をアプリに登録することで、手帳の情報をスマートフォンの画面上に表示することができます。

方　法　事前に利用登録が必要です。障害者割引などを提供している施設を利用する際などに、アプリの画面を提示することで、障害者手帳を提示する場合と同様のサービスを受けることができます。登録方法が分からない場合は、障害福祉課または障害者センターで操作の支援を行います。詳しくは株式会社ミライロ公式ホームページを確認してください。

窓　口　㉖番　障害福祉課（☎27 - 2753）
伊勢崎市障害者センター（☎75 - 5530）
※伊勢崎市ホームページから登録できます

【障害者手帳の提示により割引が受けられる公共施設やサービス一覧】

サービス一覧

施設名	サービス内容	担当部署
あずまウォーターランド	利用料無料	スポーツ振興課
ふくしプラザ	浴室・交流室等の利用料免除	高齢政策課
ふれあいセンター	利用料無料	高齢政策課
みやまセンター	利用料無料	高齢政策課
境社会福祉センター	利用料無料	高齢政策課
華蔵寺遊園地	のりもの券半額利用	文化観光課
コミュニティバス あおぞら	運賃無料	交通政策課
青少年育成センター	利用料金の全額減免	生涯学習課

☆相談支援事業、総合支援法や地域生活支援事業におけるサービスについて

※別冊になります。ご希望の方は窓口または下記ホームページにてご確認ください。

●伊勢崎市ホームページ QR コード

●伊勢崎市ホームページアドレス

https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/hukusiko/fukushi/faq/2417.html

関 連 施 設 の ご 案 内

伊勢崎行政県税事務所

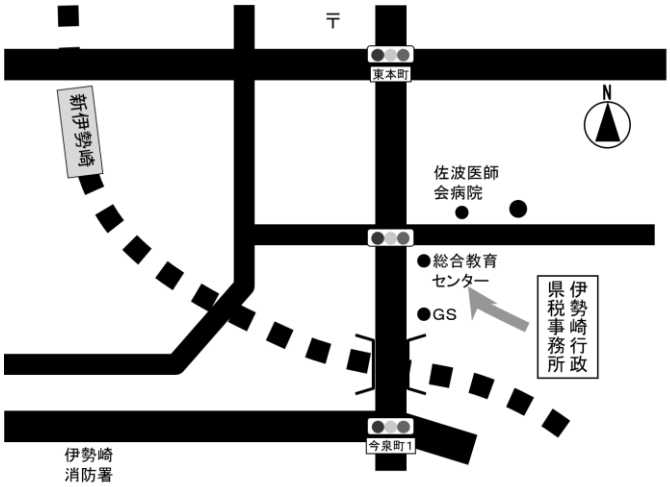

伊勢崎保健福祉事務所

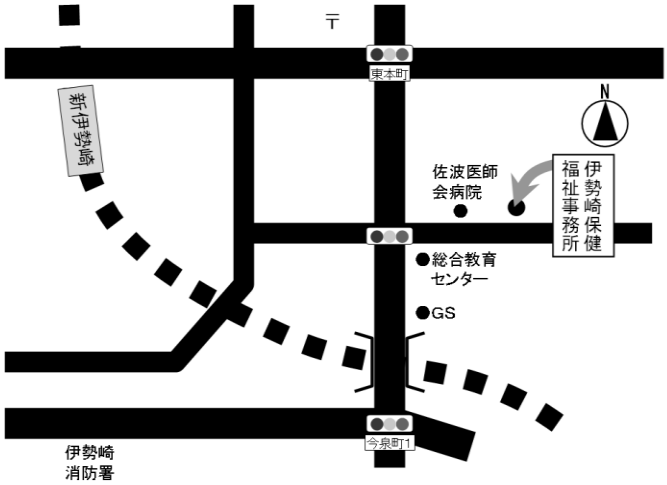

伊勢崎市社会福祉協議会

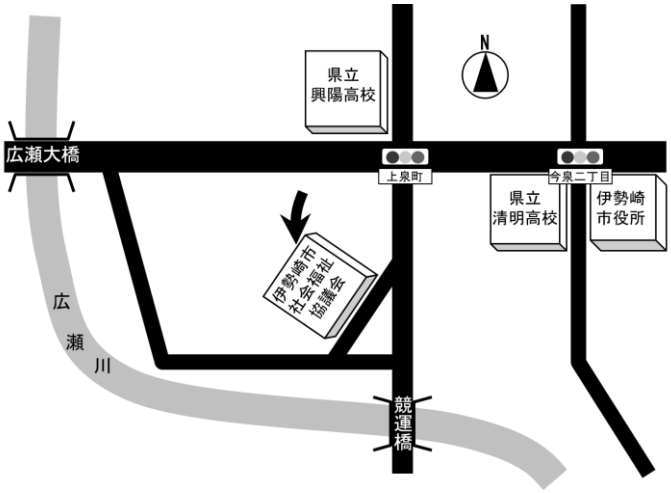

障害者就業・生活支援センター「メルシー」

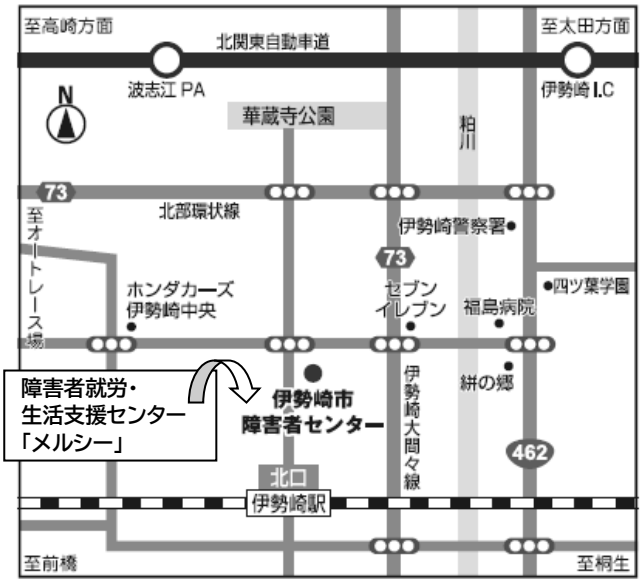

ハローワーク伊勢崎（**公共職業安定所**）

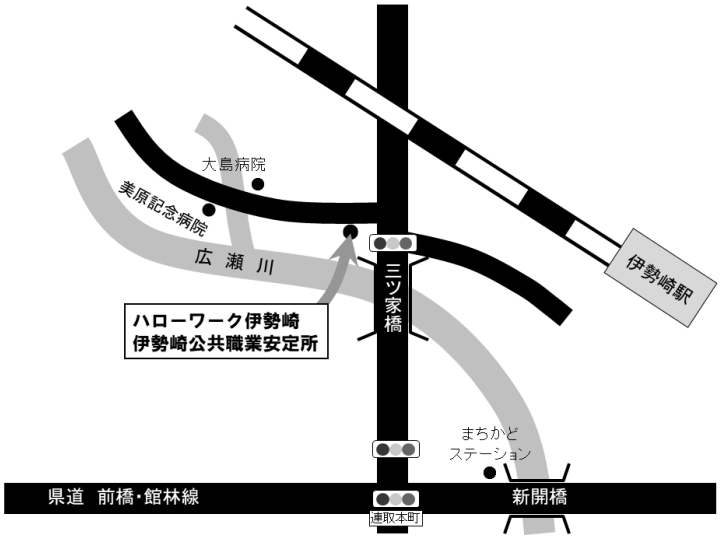

【問い合わせ】

伊勢崎行政県税事務所（県税係）	24-4350
伊勢崎保健福祉事務所	25-5066
伊勢崎市社会福祉協議会（地域福祉推進課）	25-4546
障害者就業・生活支援センター「メルシー」	25-3390
ハローワーク伊勢崎（公共職業安定所）	23-8609

身体障害者福祉制度の案内（令和８年 10 月発行）

伊勢崎市役所	福祉こども部障害福祉課 （東館㉖番窓口）	☎27 - 2753 （直通） FAX 26-1808
	メールアドレス	f-shogai@city.isesaki.lg.jp
赤堀支所	市民サービス課	☎62 - 9792
あずま支所	市民サービス課	☎62 - 9910
境支所	市民サービス課	☎74 - 0368
障害者センター		☎75 - 5530